

重度障害者（児）日常生活用具等給付事業における  
制度運用等の変更について（通知）

日頃より、横浜市の社会福祉行政についてご理解、ご協力くださり、厚く御礼申し上げます。

さて、横浜市では重度障害者（児）日常生活用具等給付事業において、用具の給付を行っておりますが、令和3年7月申請分より、制度運用等を以下の通り変更しますので、お知らせします。

① **基準額を超えた用具についても、制度を利用し購入することが可能となります**

これまで、用具の給付については原則、本市が定める各品目の基準額以下の用具（一部の用具を除く）を対象としていましたが、今回の変更に伴い、基準額を超えた用具についても、差額をご自身でご負担いただくことで制度をご利用いただけます。なお、今回の運用変更に伴う基準額の変更はありません。

② **頭部保護帽の対象を拡大します**

頭部保護帽については、これまで「ヘルメット型」に限った給付としておりましたが、この制限を廃止し、ヘルメット型以外の頭部保護帽も給付の対象とします。

③ **ソフトウェアのダウンロード版の給付が可能になります**

ソフトウェアについては、これまでダウンロード版の給付を認めていませんでしたが、「情報・通信支援用具のソフトウェア」と「視覚障害者用基本ソフト」の品目に限り、ダウンロード版の給付を対象とします。

※①の制度運用の変更に伴い、見積書の作成例（非継続品目）を変更しています。  
記載方法は、横浜市ホームページ「日常生活用具」から「事業者の方へ」のページでご確認いただけます。

このお知らせについてのご質問等は、下記までお願いいたします。

横浜市健康福祉局 障害自立支援課  
日常生活用具担当  
電話：671-3891  
FAX：671-3566